

■ 障がい者運賃割引について

- 障がい者の手帳の区分は下記の通りになります。

身体障害者手帳	第1種・第2種
精神障害者保健福祉手帳	1級・2級・3級
療育手帳	A級・B級

- 各種手帳を（運転士に）提示いただくと、下記の割引内容となります。

区分	種別		
	普通運賃	回数乗車券	定期乗車券
第1種・1級・A級	ご本人及び介護者1名の運賃が共に5割引 (定期は通勤定期に限り、ご本人及び介護者両者が携帯し、行程を同一に乗車する場合のみ)		
第2種・2、3級・B級	ご本人のみの運賃が5割引		対象外

■お問い合わせ 万葉線(株)TEL0766-22-1196